

法廷通訳と言語イデオロギー：
通訳を介した法廷談話の言語人類学的考察

**Court Interpreting and Linguistic Ideology:
Anthropological Linguistic Analysis of Court Discourse Mediated by an
Interpreter**

提出者： 吉田 理加

授与機関： 立教大学

取得学位の名称： 博士（異文化コミュニケーション学）

学位取得の方法： 課程

取得年月日： 2014年9月19日

要旨

本研究は、社会記号論系言語人類学のコミュニケーション理論を、すでにこの理論の知見を援用し法廷が構造的に抱える言語使用並びにコミュニケーションにまつわる諸問題を明らかにしている法廷談話研究を結束点として、法廷通訳研究に体系的、かつ原理的に接合することを試みたものである。通訳人個人やその訳出の正確性に焦点を絞った研究では、司法の構造的な問題が通訳人個人の能力の問題に還元されてしまう危険があるため、通訳を介した法廷談話の全体像を「司法の虚構」とコミュニケーションの「現実」を対照させながら記述し、「言語弱者」を生み出す法廷の構造的な問題を論じた。

コミュニケーション参加者の意識が「語られたこと」に集中する現象と似て、「通訳」という営為は、言語コードを変換し外国語で「伝達する」という「言語間翻訳・通訳」(Jakobson, 1959/2004)に限定して捉えられる傾向があり、法廷においては「通訳人」を、情報を伝達する「導管」とみなす「導管イデオロギー」が主流となっている。本博士論文は、このように、法廷談話参加者に意識されずに法廷において当然のこととして正当化され、法廷という場によって権威づけられている諸相を「司法の虚構」として位置づけ、社会記号論系言語人類学の談話分析の手法を用いて通訳を介した法廷談話を分析し、コミュニケーションの現実に即して通訳人の役割を記述し、法廷におけるコミュニケーションにおいてスペイン語話者の被告人にとって不利な帰結を生み出す可能性を秘めていることについて論じた。その上で、「通訳」とは異なる「言語」間の訳出であるという従来から

YOSHIDA Rika, "Court interpreting and linguistic ideology: Anthropological linguistic analysis of court discourse mediated by an interpreter," *Interpreting and Translation Studies*, No.15, 2015. Pages 217-220. © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

の通訳観（イデオロギー）から脱却し、法廷通訳の役割は「言語弱者」を生み出さない公正な法廷を構築することにあるとできるのではないかという問題提起を行なった。

本論は二つの部に分かれる。第Ⅰ部を構成する第1章から第3章は、第Ⅱ部の第4章から第7章において行う事例研究の土台となる背景説明と理論的考察である。第Ⅱ部の事例研究では、スペイン語の通訳を介した裁判員裁判の談話データ、ならびに通訳人と弁護士へのインタビュー談話の分析をしている。そして、本論の最終章である第8章では、第7章までに論じたことを振り返り、全体的な考察ならびに本研究の限界や今後の課題について述べた。

各章の詳しい内容は次の通りである。第Ⅰ部の第1章ではまず、本研究の目的、背景および意義を述べ、本論において鍵となる用語の説明をし、第2章では、法廷談話の特徴を確認し、日本の法廷通訳を取り巻く現状について概観した。それを承ける第3章では、第Ⅱ部の第4章以降に行う談話分析の理論的枠組みとする、社会記号論系言語人類学のコミュニケーション理論の概略を示し、この理論的枠組みを援用した法廷談話、ならびに法廷通訳の先行研究を紹介したうえで、本理論を法廷通訳研究へ接合する意義について論じた。第Ⅱ部の初めとなる第4章は、本論で扱う談話データの収集方法とデータの限界について述べ、スペイン語通訳を介した裁判員裁判「ゴンサレス事件」の概要の説明を行なった。日本の法廷では録音・録画が禁じられているため、実際に行なわれた裁判員裁判のデータを収集し分析した研究は非常に稀少であると言え、この点においても本論は意義あるものだと考える。さらに、本事件の分析・考察のための背景知識として薬物事件における通訳の困難さを細かく分析し、本事件の中から通訳困難な事例を取り上げた。続く第5章では、通訳を介さない法廷談話の構造を同定し、通訳を介した法廷談話の構造と対照した。そして、通訳人の「フットィング」(Goffman, 1981)と語用・通訳イデオロギー、ならびに「詩的テキスト化」に注目し、談話の非言及指示的側面について考察した。第6章では、ゴンサレス事件の法廷談話を分析し、通訳形態と通訳されない出来事について、背後にあると考えられる言語・通訳イデオロギーとの関連から考究した。そして第7章では、本事件の裁判員裁判で日本の「常識」が果たしている機能、通訳人の訳出の詩的テキスト化がもたらす効果、ならびに証拠メールの翻訳とその法廷通訳に見られる現象を取り上げ、非言及指示的要素が法廷相互行為と言及指示的意味に与える影響について論述した。また、弁護士Aが語った日本の方言話者の法廷出来事も併せて、法廷における語用・言語・文化イデオロギーを論じた。本論を締めくくる第8章では、論じてきたことを振り返り、全体の考察と本論の限界、今後の課題について述べた。

以上の8章からなる本論文を通じた考察の結果、以下のことが明らかになった。ゴンサレス事件の通訳人Iのフットィング分析を通して、同通訳人は法廷規範イデオロギーでは「発声体」とみなされているが、実際は「本人」や「作者」にフットィングをシフトして訳出に従事している様子が見られた。また、同通訳人は「わかりやすい」訳出を意識し、言及指示機能に焦点化したイデオロギーを有していることが窺われたが、その一方、訳出を通して様々な詩的テキスト化がなされ、等価な相互行為のテキストの生成に成功したり、

又は、失敗したりしていた。つまり、原発話と訳出の言及指示的テキストの次元で等価性が欠如している場合でも、コミュニケーションの流れ(反復によるリズム、詩的テキスト)の中で、相互行為テキストの次元における訳出の等価性／一貫性が達成されていた。しかし、一般には言及指示次元の等価性の欠如は意識されやすいが、コミュニケーションにおいて同時に生起している異なる等価性／一貫性は意識されない傾向があり、本論の談話分析という手法によって同定可能となった現象であると言えよう。

本論が明らかにできたと考え得る次の点は、通訳人が介在していても、全ての法廷出来事が訳出されているわけではなく、外国語話者被告人の裁判へのアクセスは限定的であるため、不公平が生じる可能性があることである。本論が分析した法廷談話では、法廷における日本語話者間のやりとりは、全く訳出されないか、やりとりが行われた後に裁判官が要約した内容を通訳人が訳出する方法がとられ、日本語のやりとりが行われている間は通訳がなされなかったことから、スペイン語話者被告人が法廷談話に参加できないという状況が生まれていた。裁判官がやりとりを要約するというメタ語用的談話実践からは、法廷談話のオリゴが裁判官におかれていること、そして裁判官の言語・語用イデオロギーが言及指示機能に焦点化されていることが看取された。

事例分析を通し、さらに明らかになったのは、裁判官や裁判員もコミュニケーション参与者であり、自身の社会・文化的知識や経験によって構築された「常識」などの「文化的ステレオタイプ」を前提化して被告人の供述などの法廷コミュニケーション出来事を解釈するということである。その結果、日本の一般市民の「常識」が法廷において絶対化され、それを共有していないスペイン語話者の被告人に不利な帰結が生じている可能性が看取され、「文化的ステレオタイプ」の訳出の困難さが露呈した。

そのほかにも、分析対象とした公判に証拠として提出されたメール文—ポルトガル語の影響が顕著にみられたが「スペイン語」とみなされていた—の法廷通訳の分析から明らかになったことがある。それは、法廷においては単一言語使用や標準語の使用を無標とみなす単一言語・標準語中心主義的イデオロギーが顕著であり、通訳人も法廷イデオロギーにフットイングをあわせていることである。またそのようなイデオロギー及びフットイングにより、法廷談話実践の現実においては一般的な言語使用と同様に地方方言、個人方言、職業語などの様々な言語変種が混濁的に使用されているという事実が覆い隠されると同時に、言語変種の混濁的使用によって生み出される社会指標的／相互行為テキストが訳出されずに捨象される例が示された。また、弁護士Aのインタビュー談話では、同じ言語共同体の「日本語話者」とみなされている者同士であっても、コミュニケーションに齟齬が生じた事例が語られた。これらの例をもとに、一般的に「言語」というものが国家や民族と結びつけて捉えられる傾向があること、またそのため日本の非標準語話者や第二言語話者には通訳人が選任されない傾向があること、さらにそのような言語イデオロギーが法廷における「言語弱者」を生み出す危険を秘めていることも指摘した。

以上は、本研究の意義として重要なものであり、法廷通訳研究への貢献となる点だと考えるが、本論は様々な限界や課題を有するものである。たとえば、本研究がもたらした知

見をいかに実践へ応用するのかについて議論の余地を残している。また、通訳の介在そのものが被通訳者を「欠格者」として有標化／スティグマ化するという根源的な問題等に関してもより深く論じる必要がある。これらは、今後、引き続き取り組むべき課題となっている。

本博士論文は、上述した課題を残すものではあるが、社会記号論系言語人類学の枠組みを法廷通訳研究に用いる可能性がある程度示され、通常「司法の虚構」に覆い隠され、意識に上りにくいコミュニケーションの諸相を記述し、通訳を介した法廷コミュニケーションの現実の一部を明らかにできたと考える。

.....

【著者紹介】

吉田理加 (YOSHIDA, Rika) 順天堂大学国際教養学部。

.....